平成２６年（フ）第４６８号
千葉県我孫子市寿２丁目４番14号
破産者　山崎　拓也
1　決定年月日　平成27年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４８３号
千葉県柏市富里２丁目２番２号　コンパートメントハウス柏Ｉ―101号
破産者　山岡　　孝
1　決定年月日　平成27年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４９０号
千葉県松戸市大橋462番地の26
破産者　竹之内良作
1　決定年月日　平成27年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１２０１０号
新潟県魚沼市堀之内字品袋50番地
破産者　株式会社シンガポールファッション
1　決定年月日　平成27年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６４９号
大阪市中央区西心斎橋２丁目12番22号、商業登記簿上の本店所在地大阪市西区南堀江１丁目11番15号
破産者　株式会社商愛
1　決定年月日　平成27年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１８４号
大阪市鶴見区諸口３丁目３番48号
破産者　株式会社よみもり
1　決定年月日　平成27年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４００号
大阪府豊中市曽根東町３丁目２番１―904号
破産者　有限会社ウィル
1　決定年月日　平成27年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６３２号
大阪府吹田市山田西１―１―２、商業登記簿上の本店所在地大阪府吹田市樫切山４番53号
破産者　株式会社キュービー
1　決定年月日　平成27年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２９９号
大阪府八尾市太田新町２丁目54番地
破産者　株式会社サンポウ・エス・ピイ
1　決定年月日　平成27年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１００号
大阪市浪速区日本橋３丁目８番19号
破産者　株式会社ｆａｉｔｈ
1　決定年月日　平成27年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１５４号
大阪府東大阪市中石切町４丁目３番２号
破産者　有限会社ジェイ・エフ石切
1　決定年月日　平成27年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２０９号
大阪府東大阪市吉松２丁目10番13号
破産者　株式会社Ｄ・Ｎ・Ｋ
1　決定年月日　平成27年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６号
和歌山県御坊市島884番地６
破産者　株式会社ヤスサカ
1　決定年月日　平成27年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２６年（フ）第２１８号
盛岡市月が丘１丁目26番41号
破産者　株式会社ジョニー
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第６２３号
東京都町田市森野２丁目25番18号さくらマンション302
破産者　山口　末繁
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８４７号
東京都東村山市恩多町５丁目38番15号レグルスコーポ花澤101号室
破産者　有限会社フォワード
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８４８号
東京都東村山市美住町１丁目４番地１グリーンタウン美住一番街19―117
破産者　森川　　馨
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８４９号
東京都東村山市美住町１丁目４番地１グリーンタウン美住一番街19―117
破産者　森川　慶子
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１０５０号
東京都羽村市神明台３丁目16番地８プランドール102
破産者　横山　眞弓（旧姓越智）
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１０５９号
東京都府中市朝日町１丁目24番地の15メインシティガーデンフォルトゥーナ203
破産者　浦　　剛
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１０７９号
東京都東大和市狭山４丁目1421番地の12
破産者　早川　浩之
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１７５４号
神奈川県茅ヶ崎市中海岸３丁目12986―25
破産者　有限会社シー・ハンドラーズ
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部